

三、土木起業に依る救済（内容略）

上記諸般の救済事業の施行に就ては當該地方の事情に應じ非難時の臨時對策として國家の負擔を多しするに由成るべく地方費を加重せしめざることを及び其の施行に當りては政府並に公共團體の間に全般的の聯絡統制を圖り統一的計畫を樹立することの必要ありと認む。

(三) 農村窮狀打開策

本委員會は曩に農村及都市に於ける急迫したる實情に鑑み、不取敢急施を要する應急對策三項目を決議し、協調會長より之と關係各大臣に建議する處ありたるが、刻下國民の窮迫は愈々甚ちしきルあり、政府は此際猶豫する處なく右建議したる處を急遽實施するの

要ありべし。而して現下未曾有の難局打開に就きては、更に進みて國民經濟の全局に亘りて至急更生の一般方策を確立斷行せざる可らざる。而して農村に就きては農業本然の特質に鑑み、農村自体の努力と協同とに依る自力主義を基調として、窮狀打開の方策を樹立するの要ありと信ず。然りと雖農村の現状は單に自力のみを以て、よくこの目的を達す可らざるは明にして、適切なる政府の政策と相俟つてせめて更生の實を擧ぐむを得べきこと謂ふを俟たか。依て本委員會は茲に自力主義の徹底を期すると共に、併せて自ら耕作に従事する農民をして現下の窮狀を脱せしめ、以て農村經濟全般の安定を圖る爲め、政府に於て至急左の處置を講ぜらるるの要ありと認む。